

教育委員会会議 平成 28 年 5 月定例会 会議録

(13 : 30)

1. 開 会

2. 教育長あいさつ

3. 会議録の署名者の件について

津山市教育委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定による。

4. 前回会議録の承認

全員賛成

非公開事案の採決

議事の前に、6.議事(2)協議 から は津山市教育委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定に該当するとして、以上 8 件の非公開を全員一致で可決承認

5. 教育長等の報告

5 月 19 日・20 日開催、全国都市教育長協議会について

6. 議事

(1) 議案

津山市教育振興基本計画検討委員会委嘱について（教育総務課）

概要説明

津山市教育振興基本計画検討委員会とは、教育委員会の付属機関として設置されているもので、津山市教育振興基本計画の策定に関わる事項の審議及び教育の振興に関する事項の審議、助言に関する事務を行います。今回、津山市教育振興基本計画を策定するにあたり、11 名の方を委員として委嘱するもの。委員の委嘱にあたっては、平成 24 年度に前回計画を策定した際の構成団体を中心に選出することとし、各々の団体から推薦いただいた方に委員を委嘱することとしました。任期は平成 28 年 6 月 1 日から、平成 29 年 3 月 31 日までです。選任する日において 71 歳以上の方を 3 名含みますが、その方々は各団体の代表者又は推薦をいただいた方であり、豊富な経験と豊かな知識を有する方と認められるので、委員に委嘱しております。なお、女性委員の割合は 11 人中 3 人です。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市教育支援委員会委員の委嘱及び解嘱について（学校教育課）

概要説明

津山市教育支援委員会委員の委嘱及び解嘱について、規則 3 条及び 4 条の規定に基づいて、委嘱及び解嘱するもの。理由は、平成 27 年度末の人事異動における、教育機関、行政機関の人事異動によるもの。委嘱者 4 名、解嘱者 4 名。委嘱期間は前任者の残任期間、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 5 月 10 日まで。解嘱者は、平成 28 年 3 月 31 日です。

全員の挙手により原案通り可決承認

平成 28 年度津山市立小・中学校 学校評議員の委嘱について（学校教育課）

概要説明

学校評議員は、学校長の求めに応じて学校運営に関して意見を述べる立場にある方です。委嘱にあたっては、校長の推薦により教育委員会が委嘱するもの。委嘱期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで。委嘱人数は小学校 212 名、中学校 68 名で計 280 名。詳細につきましては、8 ページ 9 ページに学校ごとの一覧を記載しております。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市青少年育成センター運営審議会委員の委嘱及び解嘱について（生涯学習課）

概要説明

津山市青少年育成センター条例施行規則第5条の規定に基づき、津山市青少年育成センター運営審議会委員を委嘱及び解嘱するもの。委嘱者、解嘱者はそれぞれ4名で、平成28年4月1日の人事異動によるものですが、津山市内高等学校生徒指導連絡協議会と津山市小中学校生徒指導連絡会からの団体推薦者が未定だったため、ここでの議案提出となっております。期間は、平成28年4月1日から9月30日までの6か月間となります。全員の挙手により原案通り可決承認

津山市青少年育成指導委員の委嘱について（生涯学習課）

概要説明

津山市青少年育成センター条例施行規則第9条の規定に基づき、津山市青少年育成指導委員を委嘱するもの。委員は230名以内と規定されており、新たに委員を委嘱する場合は随時委嘱することとなっております。今回は、追加として6名の方の委嘱をお願いします。期間は、平成28年6月1日から平成30年3月31日までの1年10ヵ月となります。今回の委嘱が最後となり、育成指導委員は205名となります。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市公民館運営審議会委員の委嘱について（生涯学習課）

概要説明

社会教育法第29条及び津山市公民館条例第4条に基づき、津山市公民館運営審議会委員を委嘱するもの。委嘱者は25名で、期間は平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間となります。全員の挙手により原案通り可決承認

津山市スポーツ推進審議会委員の委嘱及び解嘱について（スポーツ課）

概要説明

スポーツ基本法第31条第1項及び津山市スポーツ推進審議会条例第3条及び第4条の規定に基づき、委嘱・解嘱をするもの。津山市スポーツ推進審議会委員11名のうち2名の変更。教員の4月1日の異動により、所属団体から変更の申し出があったもの。委嘱期間は平成28年6月1日から前任の残任期間であります平成29年5月31日まで。委員の所属団体は小学校体育連盟1名・高等学校体育連盟1名。

全員の挙手により原案通り可決承認

(3) 報告

平成28年度津山市立小・中学校指定研究校一覧について（学校教育課）

概要説明

平成28年度の研究指定校の一覧です。13項目ありますが、県・市において今年度指定をしながら取り組みを進めております。なお、研究発表予定日につきましては、現時点で、決まっているものを掲載しておりますので、決まり次第、ご報告させていただきたいと思っております。

平成28年度学校訪問実施要項について（学校教育課）

概要説明

今年度は、Aグループの17校、小学校13校・中学校4校の学校訪問を5月23日から7月6日にかけて随時実施する予定です。

津山市小・中学校児童生徒、学級数の推移について（学校教育課）

概要説明

5月1日の統計によりまして集計されたもの。4月の定例会に児童生徒数の推移について質問がありましたので、併せて24年度からのものを報告させていただきます。平成28年度は小学校通常学級児童数が5,477名。学級数246学級。その内35人学級の弾力化をしているのが21学級ある。特別支援学級児童数が233名57学級。合せて5,710名303学級。中学校は、生徒数2,873名96学級。特別支援学級について106名23学級。合わせて2,979名119学級でスタートしております。なお24年度が

らの推移をみますと、小学校については、児童数が約 400 人の減。学級数についてはほぼ横ばい。これは、35 人学級の弾力化の関係によるもの。小学校は 40 人とぎりぎりのところをいっているところもあり、児童数が学級数に反映していないところもあります。中学校につきましては、生徒数については横ばい。学級数は増加の傾向にあります。これは特別支援学級が増えているため。

学校給食への異物混入の顛末と今後の対応について（保健給食課）

概要説明

去る 2 月 25 日（木）戸島学校食育センターで調理した「白菜のクリームスープ」に、調理場内のシンクの底の金属製の丸い網が、誤って野菜のスライサーに入り、切断された一部が、津山西中学校の分に混入し、生徒が口に入れてしまった件についてです。

なお、この件は報道が先行しており、公表されております。

防げなかった原因は、作業者と点検者の 2 名が確認して次の工程に移るといふ、基本的な手順が守られておらず、十分な安全確認を行わないまま作業を進めたことによるものです。マニュアルを順守し、適切に判断していれば発生しなかった事案です。

事件の検証を受け、委託事業者に対し、マニュアルの見直し、定められた作業工程、チェック体制の確実な履行、さらに、全従業員への教育及び必要な体制整備等の実施を指示しました。

4 月 6 日には、委託事業者から、指示事項に対する実施状況報告があり、以降、指示内容の徹底について協議を行ってきました。

5 月に入り、一定の協議が終わったということで、ご報告となりました。

今後は、委託事業者が調理員の熟練度アップや責任者教育を実施するとともに、今回の報告の改善状況について、戸島学校食育センター職員が定期的に確認を行い、安全安心な学校給食の提供に向けて、委託事業者のみならず、関係職員全体が原点に立ち返り、学校給食の安全安心への信頼回復に努めてまいります。

津山市公民館運営審議会委員の委嘱について（生涯学習課）

概要説明

津山市公民館条例施行規則第 2 条の 3 及び津山市公民館活動推進協議会設置要綱に基づき、津山市公民館活動推進協議会委員を委嘱したので報告します。

委嘱者は 345 名で、期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

国指定重要文化財の指定について（文化課）

概要説明

すでに新聞等で報道もされておりますが、5 月 20 日の文化審議会において、津山市勝間田町にございます旧荻田家住宅が国指定重要文化財に指定されることが決まりましたので、報告いたします。所有者は、現在、津山市が所有しております。城東重要伝統的建造物群保存地区に所在する旧荻田家住宅の主屋は、旧城下町に残る最大規模の町屋建築で、構造、平面、意匠等に当地方の曲型的な形式を示しており顕著な地方的特色を有する。また、庭園と一体となった充実した接客空間や、その背景に連なる土蔵群からなる屋敷構成は、江戸時代以降継続して営んだ酒造業の繁栄とともに拡充、整備されたもので、史料等によりその発展過程が明らかであり、望楼をもつ二階座敷を中心に近代における傾向も認められ、当地方を代表する商家の屋敷として歴史的に価値が高い。このため、国の指定をされるといふものです。これによりまして、津山市の重要文化財は、1 件増えて 19 件になります。正式決定は、官報の告示によります。重要文化財の指定を記念して、明日 27 日から日曜日 29 日までの 3 日間、10 時から午後 4 時まで限定で一般公開をすることにしております。

ガラスハウス開館時間及び利用料金の変更について（スポーツ課）

概要説明

先般、この 4 月から新たに 5 年間の契約を結びましたミズノグループ共同体、指定管理者からガラスハウスの開館時間と利用料金の変更という協議申請書が上がってまいりました。ガラスハウス条例の中にあります開館時間や利用料金の範囲内において変更を決めることができるということがありまして、そのことに基づいて協議を行ったものです。まず、開館時間の一部ですが、現在土曜日、10 時から 21 時までを利用者が土曜日はなかなか少ないことということで、20 時までにした。ただし、夏休み期間中は、大勢来られますので、この時は 10 時から 21 時にしたいと考えています。利用料金に

つきましては、表のとおりでございますが、基本料金を夏期の利用者の多い時は、大人ですと 1,230 円を 1,400 円と 14%程度上げたいと考えており、また、閑散期は下げる。それから、高齢者については、下げていきたい。上から三番目にあるナイトタイムを活性化したいということで、下げていき、メリハリのある提案がございます。これは指定管理者の応募を受けた時に、1月にプレゼンがあったのですが、その内容を変更という形で、上がってきたものでございます。変更日としては7月1日からと考えております。

(非公開)
削除

7. その他

(1) 各課からのお知らせ

平成 28 年度「津山市小・中学校児童生徒交流会」について（学校教育課）

概要説明

津山市いじめ問題対策基本方針に基づき、各小・中学校児童生徒代表に集まっていただき、スマホ・ネット問題に関わる各校の実態や取組みを紹介する交流を行って、今後の課題解決に向けて、各学校における児童生徒の主体的な活動の推進を行うものです。日にちは、6月19日。場所は、津山リージョンセンターです。内容としましては、岡山スマホサミットに久米中学校が参加しておりますので、参加した生徒の報告。各小中学校の代表が、各校の取組みを中学校が司会進行しながら、グループに分かれて交流することになっている。美作大学の渡邊先生にモラルであるとか、ネットの使い方についてのワークショップをお願いをしております。

(2) 次回定例会の開催について

教育委員会会議 6 月定例会を、平成 28 年 6 月 30 日（木）午後 1 時 30 分から開催。

全員賛成により決定

(3) その他（なし）

8. 閉会

(14 : 40)